

(電子メール施行)
教社第1218号
令和2年7月16日

県立社会教育施設長 様

兵庫県教育長

施設利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

標記の件につきまして、施設利用者及び施設に勤務する職員に新型コロナウイルス感染者や検査受検者が発生した場合には、すみやかに所管課（社会教育課または文化財課）に連絡するとともに、保健所等の助言を受けながら、下記を原則として対応願います。

記

- 1 情報の迅速な入手
施設利用者等に対して、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の登録・利用及び利用者情報の記載依頼を徹底する
- 2 職員に検査対象者が発生した場合
 - (1) 当該職員は特別休暇または出勤停止
 - (2) 今後の対応についての体制整備
 - ① 保健所へ連絡し、助言に従う
 - ② 広報及び利用者への連絡等の準備
 - ③ 消毒実施の準備
- 3 施設利用者の中で感染が確認された場合
 - (1) 保健所からの連絡及び助言に従う
 - (2) 消毒を行うために必要な期間、臨時休館する
 - (3) 臨時休館する場合は、すみやかに広報を行う
 - (4) 保健所の助言に基づき他の施設利用者に連絡する
- 4 職員の中で感染が確認された場合
 - (1) 保健所からの連絡及び助言に従う
 - (2) 消毒を行うために必要な期間、臨時休館する
 - (3) 臨時休館する場合は、すみやかに広報を行う
 - (4) また、職員の濃厚接触者が多数になり運営体制が整わない場合の臨時休館についても消毒及びすみやかな広報を行う
 - (5) 保健所の助言に基づき施設利用者に連絡する